

障害者自立支援法施行細則

平成十八年十月一日
大分県規則第八十六号

障害者自立支援法施行細則をここに公布する。

障害者自立支援法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)、障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号。以下「政令」という。)、障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)の指定等に関し必要な事項を定める。

(指定障害福祉サービス事業者等の指定の申請等)

第二条 法第三十六条第一項(法第四十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定による申請は、指定障害福祉サービス事業所指定申請書(第一号様式)により行わなければならない。

2 法第三十八条第一項(法第四十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定による申請は、指定障害者支援施設指定申請書(第二号様式)により行わなければならない。

3 法第四十条(法第四十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定による申請は、指定相談支援事業所指定申請書(第三号様式)により行わなければならない。

4 法第三十六条第一項、第三十八条第一項又は第四十条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者(以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。)の指定を受けた者は、その旨を記載した書面を当該指定に係る事業所又は施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等の指定の変更申請)

第三条 法第三十七条第一項及び第三十九条第一項の規定による変更の申請は、特定障害福祉サービス事業所/指定障害者支援施設/変更指定申請書(第四号様式)により行わなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等の変更の届出等)

第四条 法第四十六条の規定による届出は、省令第三十四条の二十二第一項各号に掲げる事項並びに省令第三十四条の二十五及び第三十四条の二十七第一項に規定する事項の変更にあつては変更届出書(第五号様式)により、事業の廃止、

休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書(第六号様式)により、それぞれ行わなければならない。指定を辞退しようとする者は、指定辞退届出書(第七号様式)を知事に提出しなければならない。

(体制の届出等)

第五条 第二条の規定による申請を行う者は、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(第八号様式)を知事に提出しなければならない。

(市町村等への情報提供)

第六条 知事は、第二条の規定による申請に対する指定をしたとき、第四条の規定による届出があつたとき、又は法第五十条第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)の規定による指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、市町村その他の機関に対して、当該指定等に係る事業者又は施設に関する情報のうち次に掲げる事項を提供することができる。

- 一 事業者又は施設の設置者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 事業所又は施設の名称及び所在地
 - 三 指定、変更、辞退又は取消し年月日
 - 四 指定障害福祉サービス(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)の種類
 - 五 事業の主たる対象とする障害の種類
 - 六 事業所又は施設の運営規程
 - 七 事業所又は施設の事業所番号
- 2 前項に規定するもののほか、知事は、第四条第一項の規定による事業の廃止の届出があつたとき、又は法第五十条第一項の規定による指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、他の都道府県に対し、当該事業者の代表者及びその役員等(法第三十六条第三項第六号に規定する役員等をいう。)の氏名、生年月日及び住所を提供することができる。
- 3 知事は、第一項に規定する情報の提供に係る事務の全部又は一部を他の機関に委託することができる。

(公示)

第七条 知事は、法第五十一条の規定に基づき、次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 事業者又は施設の設置者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 事業所又は施設の名称及び所在地
- 三 指定、変更、辞退又は取消し年月日
- 四 指定障害福祉サービスの種類
- 五 事業所又は施設の事業所番号

(自立支援医療費の支給認定の申請等)

第八条 法第五十三条第一項及び第五十六条第一項の規定による申請は、自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書(第九号様式)により行わなければならない。

2 法第五十三条第一項の規定による申請にあつては、前項の申請書に診断書(第十号様式)を添付しなければならない。

(支援医療受給者証の交付)

第九条 法第五十四条第三項の自立支援医療受給者証は、第十一号様式によるものとする。

(自立支援医療受給者証の記載事項の変更等)

第十条 政令第三十二条第一項及び第三十三条第一項の規定による届出は、自立支援医療受給者証等記載事項変更届・再交付申請書(精神通院)(第十二号様式)により行わなければならない。

(指定自立支援医療機関の指定の申請)

第十一条 法第五十九条第一項の申請は、病院又は診療所にあつては指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定申請書(病院又は診療所)(第十三号様式)又は指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定申請書(病院又は診療所)(第十四号様式)により、薬局にあつては指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)指定申請書(薬局)(第十五号様式)により、政令第三十六条各号に掲げるものにあつては指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)指定申請書(指定訪問看護事業者等)(第十六号様式)により行わなければならない。

(指定自立支援医療機関の指定の変更の届出等)

第十二条 法第六十四条の規定による届出は、指定自立支援医療機関変更届出書(第十七号様式)により行わなければならない。

2 省令第六十三条第一項の規定による届出は、同条第一号の規定による届出にあつては指定自立支援医療機関(休止・廃止・再開)届出書(第十八号様式)により、同項第二号の規定による届出にあつては指定自立支援医療機関処分届出書(第十九号様式)により行わなければならない。

(指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出)

第十三条 法第六十五条の規定により指定を辞退しようとする者は、指定自立支援医療機関辞退申出書(第二十号様式)を知事に提出しなければならない。

(公示)

第十四条 知事は、法第六十九条の規定により、次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 指定自立支援医療機関の名称及び所在地
- 二 指定、変更、辞退又は取消し年月日
- 三 指定自立支援医療機関の担当する医療の種類

(障害福祉サービス事業等の届出等)

第十五条 法第七十九条第二項の規定による届出は、障害福祉サービス事業等開始届(第二十一号様式)により行わなければならない。

- 2 法第七十九条第三項の規定による届出は、障害福祉サービス事業等変更届(第二十二号様式)により行わなければならない。
- 3 法第七十九条第四項の規定による届出は、障害福祉サービス事業等廃止(休止)届(第二十三号様式)により行わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則等の廃止)

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則(平成十五年大分県規則第三十一号)
- 二 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則(平成十五年大分県規則第三十二号)
- 三 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定等に関する規則(平成十五年大分県規則第三十三号)